

食 品 安 全 委 員 会 第 82 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 2 月 17 日（木） 14:00 ～ 14:25

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 2 品目

ペノキススラム

ジコホール

（厚生労働省からの説明）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「プロヒドロジャスモン」に関する食品健康影響評価について

（３）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、見上委員

（説明者）

厚生労働省 松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

5．配付資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「ペノキススラム」の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

て

資料 1 - 3 「ジコホール」の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 2 プロヒドロジャスモンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

6．議事内容

○寺田委員長 それでは第 82 回の「食品安全委員会」を開きます。

本日は 6 名の委員が出席でございます。

また、厚生労働省から松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長に出席していただいております。

会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の議事次第を御覧になってください。

資料の確認をお願いします。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が『「ペノキススラム」の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について』。

資料 1 - 3 が『「ジコホール」の食品衛生法昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について』。

資料 2 が「プロヒドロジャスモンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」であります。お手元に資料ございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。2 月 14 日付けで厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました農薬 2 品目につきまして、厚生労働省から説明があります。厚生労働省の中垣基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。よろしくお願いいたします。

資料 1 - 2 に基づきまして、「ペノキススラム」について御説明申し上げたいと思います。

また、後ほど資料 1 - 3 に基づいて「ジコホール」について御説明申し上げます。

まず、資料 1 - 2 の「ペノキススラム」でございますけれども、「1．経緯」のところに書いておりますように、本年 2 月 3 日付けで農林水産省から「ペノキススラム」の農薬取締法に基づく登録申請があったという旨の連絡をいただいております。

したがって、食品衛生法に基づく残留基準を設定すべく、その食品健康影響評価を

お願いするものでございます。

「ペノキススラム」の概要でございますが、このものは除草剤でございますして、水稻への適用が申請されているものでございます。

国際的に見ますと、JMPRで評価されておりませんし、国際基準も設定されておりませんが、アメリカや韓国においては登録がなされ、使用がなされていると聞いております。

今後の方向といたしましては、食品安全委員会の評価結果を踏まえて、薬事食品衛生審議会において、その基準設定について審議をお願いする予定といたしております。

次に資料１－３「ジコホール」について、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

「１．経緯」のところでございますけれども、本年の１月３１日で厚生労働省、経済産業省、環境省の３省が、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、通称「化審法」と呼んでおりますけれども、その中の第一種特定化学物質に当たるとする旨の政令案を公表し、パブリック・コメントを始めたところでございます。

この化審法の第一種特定化学物質というものは、どういうものが該当するかということでございますけれども、一番下に で化審法第２条第２項を抜粋しておりますが、第一種特定化学物質とはイ及びロに該当するものである。

イが「自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいもの」、すなわち難分解性かつ高蓄積性というものでございます。

ロは幾つか条件があるわけでございますが、そのうちの（１）が「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること」。いわゆる長期毒性がある。この難分解性・高蓄積性、かつ、長期毒性があるというものがこの第一種特定化学物質に該当するものでございます。

第一種特定化学物質に該当する場合には、製造輸入が原則禁止されるところでございます。

ただ、この化審法という法律自体でございますけれども、農薬でございますと、農薬取締法がある。医薬品でございますと、薬事法によって、その製造・輸入が規制されておることから、農薬あるいは医薬品につきましては、その対象外とされておるところでございます。

一方、食品衛生法上「ジコホール」についてどのような形になっておることからでございますが、昭和４８年以来、残留農薬基準を設定してきたところでございます。このように化審法の取扱いが変わるということを契機といたしまして、食品中に残留する「ジコ

ホール」の安全性評価についても、是非再検討していただきたい。また、その再検討結果に応じて残留基準の見直しを図っていきたいと考えまして、評価をお願いするものでございます。

2 番目の『「ジコホール」の概要』でございますが、これは殺ダニ剤でございます、昭和 31 年に農薬登録がなされたところでございます。

現在でございますけれども、「ジコホール」につきまして、難分解性・高蓄積性があるということが、15 年の 10 月に公表されたことを踏まえまして、16 年 3 月に農薬登録が取り下げられ、自主的に回収されたというふうに承知いたしております。

一方、食品衛生法の残留基準でございますが、ミカン、リンゴ、ブドウなどに設定がされているところでございます。

国際的に見ますと、JMPRにおいて、平成 4 年にADIが設定されておりますし、トマト、ブドウ等については、国際基準も設定されているところでございます。

また、諸外国で見ますと、アメリカ、カナダ、オーストラリアを始め、多数の国々で登録がされておりますし、販売もなされておるという状況にあるところでございます。

今後の方向でございますが、食品安全委員会の評価結果を踏まえて、薬事・食品衛生審議会において必要な見直しを図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か御質問などございますか。

○中村委員 頭があまりよくなくて、よくわからないんですが、「ジコホール」というのは、今年の 1 月 31 日に化審法の第 2 条第 2 項に該当するということが定められたということですね。ただし、その前に去年の 3 月に、製造メーカーからの申出で農薬登録は取り下げられたわけですね。取り下げられたんだけれども、また、化審法がそういう条件だから、それを踏まえて、健康影響評価をしてほしいと、こういうふうに理解していいんですね。

○中垣基準審査課長 まず、この取り下げとの関係を申し上げますと、16 年 3 月に農薬取締法に基づく登録は取り下げておりますので、現在、国内では使われませんし、蓄積性の問題を別にすれば、それが残留する食品というのは国内では生産されないということになるかと思います。

しかしながら、ここに書いておりますように、アメリカ等では、いまだに登録・販売されておるわけでございますから、そこで使われた、結果的に「ジコホール」が残留する農作物が日本に輸入されることが当然のことながら考えられるわけでございます。

そのために、今は基準をつくっておるわけですが、その基準を見直す必要がありやなしやと。その基準を見直すためには、まずはA D I がセットできるのかセットできないのか。また、セットできるとすれば幾つになるのかということが大前提となりますので、そのA D I についての御評価をお願いしたいと考えているところでございます。

○寺田委員長 ほかにございますか。

○小泉委員 非常に難分解性・高蓄積性ということで、人体にも蓄積される可能性があると思うんですが、半減期というのは、それはどれくらいなのでしょう。

○中垣基準審査課長 申し訳ございません。今そこまでの資料は持ち合わせておりません。恐縮でございます。

○寺田委員長 中村委員、何か質問ありますか。

○中村委員 再評価というのがよくわからない。

○見上委員 これは要するにポジティブ・リストに入れるためのとか何とか、そっちとは全然関係ないんですか。日本では禁止したけれども、外国ではまだ使われているので、そういった残留があったら、それを救うために、改めてやっているという考え方でいいんですか。

○中垣基準審査課長 ポジティブ・リストと全く関係ないわけですが、農薬登録自体は自主的に取り下げがなされた。これはあくでも自主的に取り下げがなされた。

仮にこの「ジコホール」について、食品安全委員会でA D I が設定できないということになれば、我々としては残留基準を廃止してしまう。すなわち不検出という規制に変えてしまうというようなことを考えるわけでございます。

ところが、国際的に見ると、J M P R でもA D I が設定されておる。国際基準も設定されておる。外国でも基準がつくられて、使われておることから、科学的にA D I をもう一度評価いただけませんかというお願いでございます。

○坂本委員 仮にもしA D I が決められたとすると、この農薬が再度復活するという可能性はあるんですか。

○中垣基準審査課長 可能性自体はあるんだろうと思います。最初に申しあげましたように、この化審法自体というのは農薬には適用されません。

したがって、化審法でどういう動きがあろうと、農薬の規制が直接左右されるものではございません。

しかしながら、どうして自主的に取り下げたのかというのを聴取いたしましたところ、いわゆる風評被害的なものを気にした。そういう観点から取り下げをしたと聞いておりま

すので、今回、このADIが設定されたから、直ちにまた登録を考えるかどうかというのは、申請者、企業の御判断があるんだろうと考えます。

○小泉委員 化審法というのは、ほかの国ではそういう法律はないんでしょうか。

○中垣基準審査課長 同じような法律はございます。

○小泉委員 同じように、高蓄積性のは環境上ちょっと問題があるという法律なのでしょうか。

○中垣基準審査課長 同じような法律がございまして、実はそういう質問があるだろうと急ぎ調べたんです。例えば高蓄積性を判断する指標というのが、日本とヨーロッパでは違っておるとか、日本とアメリカでは違っておるとか、日本が厳しいとかというような事情があるようでございます。

EUにおいては、農薬以外の用途で使う「ジコホール」、例えば家庭用の殺虫剤とかで使うのかどうかありますけれども、そういうものについては2006年の9月から原則製造・販売を禁止するということが決まっておるようでございますが、農薬について取り消すということは決まっていない。

あるいはアメリカにおいては、先ほど申し上げたとおり、農薬としても使われており、それ以外の規制も今のところないという現状であると聞いております。

○寺田委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきまして「農薬専門調査会」で審議することにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。農薬「プロヒドロジャスモン」に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議・情報・意見募集の手続が完了していますので、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

「プロヒドロジャスモン」につきまして、意見・情報の募集に入る前に一度本委員会に御説明をしておりますので、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思います。

資料2を何枚かめくりますと、ページ数が打ってあるところがございまして、その5ページの中ほどに構造式が載っております。このような形のものでございまして、もともとジャスモン酸、ジャスミンに含まれている芳香成分の誘導体ということでございます。

5ページの記述に一部誤りがありますので、この際、御訂正いただきたいと思います。3の化学名のIUPAC、和名のところに書いてございますように、本品については、シ

ス体については、 10 ± 2 % 含有するものでございます。

「開発の経緯」のところの 6 行目の記述が「シス体は 10 ~ 12 % である」と書いてございますが、これは正しくは、前の化学名のところに書いてある方が正しくて、 10 ± 2 % であるというふうにお直しいただきたいと思います。

そこに書いてございますように、2003 年 4 月に既に我が国では登録をしております、このものは植物ホルモンとして成熟の促進、例えばリンゴですと、赤く色づかせるという形で使われるもので、今回はブドウにも使いたいということで、適用拡大のための食品健康影響評価を求められたものでございます。

本品は 6 ページの中ほどにございますが、代謝を受けまして、迅速に体外に排泄をされていくものでございます。

毒性については、10 ページ以降、記載がございますけれども、各種の毒性試験が実施をされております、基本的には発がん性、催奇形性、生殖毒性、遺伝毒性というものはございませんで、高用量で毒性試験を行った際に、例えば 12 ページのところの表 5 にございますように、高用量群で体重の増加の抑制、あるいは肝臓の細胞肥大とか肝臓や腎の体重に対する比重量の増加というところが、毒性として認められるものでございます。

これらの結果を踏まえまして、18 ページに各種試験における無毒性量の表がございますけれども、備考欄に書いてございますように、各種の特殊な毒性は認められないということでございまして、この無毒性量のうちの一番小さな数字でございますラットの 24 ケ月間慢性毒性 / 発がん性併合試験の雄の数字、14.4 mg/Kg 体重 / 日を用いまして、18 ページの下にございますように、A D I を安全係数 100 を取りまして、0.14 mg/Kg 体重 / 日とするのが適当ではないかというのが専門調査会での御結論でございました。

これに基づきまして、本委員会のお許しを得て、12 月 9 日から本年 1 月 5 日までの間、御意見・情報の募集をいたしましたけれども、意見・情報の募集の提出はございませんでした。

これをもちまして、農薬専門調査会の座長としては、当初の評価書の案をそのまま最終案として提出するのが適当という御判断になりまして、2 月 16 日付けで農薬専門調査会座長より食品安全委員会委員長あてに審議結果の御報告があったものでございます。

本日、御審議をいただきまして、御了承いただければ、厚生労働省に対して御返事をさせていただきますと思いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか質問ございますか。

○小泉委員 6 ページの「吸収・分布・排泄」の 3 つ目のパラグラフに、体内分布のとこ

ろで「血液、血漿、肝臓、腎臓」と書いていますが、血漿は血液に含まれるので、わざわざ血漿と書いた意味は何かあるのでしょうか。

○村上評価課長 恐らく血漿分画と、血液全体とを両方それぞれ測ったということであろうかと思います。

○小泉委員 血球よりは血漿の方が多いということですか。よくわからないですけれども、血液だけでいいんじゃないかなと思います。

○村上評価課長 御指摘を踏まえまして、文面は訂正させていただきます。

○小泉委員 御検討ください。

○寺田委員長 ほかに何かありますか。

恥ずかしい話なのですが、これはこれで結構なんですけれども、植物ホルモンというのは、普通人間の場合ホルモンには受容体、レセプターがありますね。これはレセプターなしに植物の体の中に入っていくわけですか。どういう方法で成長作用がでるのですか。勉強しておかなくちゃいけないんだけれども、知らないのを教えて下さい。

○村上評価課長 事務局として勉強している限りでは、動物の場合は細胞にレセプターがあって、そのレセプターを介して細胞内に入っていくということでありまして、植物ホルモンの場合は、オオキシシンとか、成長点のホルモンのように同じような形で局所的に作用するものもございますが、エチレンとか比較的揮発性の高いような物質については、植物体に直接作用するというか、細胞レベルでどうなのかということにはわかりませんけれども、比較的まんべんなく体内のすべての細胞に対して同じように成熟の作用を示すということになっておりまして、これ以上のことは私もわかりません。

○寺田委員長 どうも済みません。どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

それでは、この「プロヒドロジャスモン」につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「プロヒドロジャスモン」の一日摂取許容量を 0.14 mg/Kg 体重/日と設定するというところでよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○寺田委員長 ありがとうございました。

ほかに何か議事ございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○寺田委員長 委員の先生方、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、食品安全委員会の第 82 回の会合を閉会いたします。

次回の委員会の会合につきまして、2月24日木曜日に開催いたしますが、2月24日木曜日に「プリオン専門調査会」を開催する関係上、いつもより開始時間を1時間繰り上げて13時から、この委員会を開くことになります。その後「プリオン専門調査会」をするということになります。

明日金曜日10時から「企画専門調査会」が公開で、23日水曜日10時から「添加物専門調査会」が公開で、24日木曜日10時から「動物用医薬品等専門調査会」が公開で、同日、先ほど申し上げたように、24日15時から「プリオン専門調査会」が公開でそれぞれ開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、2月18日金曜日13時から「食に関するリスクコミュニケーション - 食品のリスクアナシリス、リスク分析に関する意見交換会」が鹿児島で、23日水曜日13時30分から「食に関するリスクコミュニケーション - リスク分析についての意見交換会」が山形で開催される予定となっておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。